

(1) 契約の名称	大茅スキー場エリア再整備事業
(2) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量	1 式
(3) 契約に関する事務を担当する課の名称	産業観光課
(4) 契約の相手方の氏名及び住所 (法人 その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)	岡山県英田郡西栗倉村大字影石 5 8 0 番地 1 大茅コクリエイト事業開発合同会社
(5) 随意契約を行った理由（令第 167 条の 2 の規定及びその規定を採用した理由も明記）	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 規定採用理由 本事業は、旧大茅スキー場及び旧ダルガ峰野営場再整備エリアにおいて、宿泊交流施設等の整備及び整備後の自律的運営の準備を一体的に実施し、村有観光施設の再整備及び観光産業の創出を図るものである。 本事業の実施にあたっては、単に価格の低廉性のみで事業者を選定するのではなく、施設整備の内容、整備後の運営方針、事業の実現性、地域との連携、資金計画、地域経済への波及効果等を総合的に評価する必要がある。 このため、公募型プロポーザル方式により提案を募集し、提出された提案内容について審査を行った結果、最も優れた提案を行った事業者を契約候補者として選定したものであり、価格競争による一般競争入札にはなじまない。 よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を行うものである。
(6) 契約の相手方とした理由	大茅コクリエイト事業開発合同会社は、本事業に係る公募型プロポーザルにおいて、旧大茅スキー場及び旧ダルガ峰野営場再整備エリアの特性を踏まえた施設整備、整備後の運営、地域資源の活用、地域経済への波及効果等について具体的な提案を行った。 審査においては、提案内容の実現性、事業遂行体制、施設整備と運営の一体性、地域との連携、将来的な自律運営の可能性等を総合的に評価した結果、同社の提案が本事業の目的達成に最も適していると判断された。 このことから、公募型プロポーザル方式による審査結果に基づき、同社を契約の相手方とするものである。
(7) 公募に応じた者の中から契約の相手方を決定したときは、申請方法及び決定方法	西栗倉村民間事業者提案制度実施要項等に基づき、本事業に係る提案を公募し、応募者から提案書、事業計画書、見積書その他必要書類の提出を受けた。 提出された提案について、審査委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、事業の実現性、提案内容、事業遂行体制、整備後の運営方針、資金計画、地域経済への波及効果等を総合的に審査した結果、最も優れた提案を行った事業者を契約候補者として選定した。
(8) 契約を締結した日	令和 8 年 6 月 1 8 日
(9) 契約金額	9 7 8, 0 3 4, 0 0 0 円
(10) その他村長が必要と認める事項	